

# 10月から 子ども手当が変わります

(平成23年10月分～平成24年3月分)



10月から子ども手当が新しく変わります。

支給額が変更され、新たに子どもの国内居住要件などが追加されました。

▶問合せ 子ども課 子育て支援係 (内線223・224)

## ■ 制度の概要

1. 支給対象となる子ども  
0歳から中学校修了前（15歳になった後の最初の3月31日）までの子ども
2. 受給者  
対象となる子どもを養育している保護者（父・母等）のうち、生計の中心者である人
3. 支給額  
右表のとおり
4. 支払時期  
平成24年2月 [平成23年10月分～平成24年1月分]  
平成24年6月 [平成24年 2月分～平成24年3月分]
5. 所得制限額  
10月からの子ども手当には所得制限はありません。

## ■ 支給額

対象の子ども	支給額（月額/子ども1人）	
	10月分から	9月分まで
0歳以上 3歳未満	15,000円	13,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子 10,000円	
	第3子以降 15,000円	
小学校修了後 中学校修了前	10,000円	

## ■ 申請手続き

10月からの手当の受給にあたって、これまで子ども手当を受給していた人も含め、支給要件に該当する**全ての人**は認定請求をする必要があります。

現在子ども手当を受給されている皆さんには、10月下旬に新しい認定請求用紙（申請用紙）を郵送します。認定請求用紙がお手元に届きましたら、内容を確認し、必要事項を記入のうえ、市役所子ども課あてに返信してください。

また、10月以降に子どもが生まれた人や、転入して来られた人など、支給要件に当てはまると思われる人は忘れずに市役所子ども課へ申請してください。

## ■ 主な変更点

- ・子どもに対しても国内居住要件が設けられます。（留学中の場合等を除きます。）
- ・児童養護施設等に子どもが入所している場合は、施設の設置者等に子ども手当が支給されます。
- ・父母等が国外にいる場合、父母等が指定する人が子ども手当を受給できるようになります。
- ・離婚等で子どもを養育している保護者が別居している場合は、子どもと同居している人に子ども手当を支給します。（単身赴任の場合を除きます。）



### ■ 9月分までの「子ども手当」を振込みます

10月は子ども手当の振込月です。9月分までの子ども手当を指定の口座に振込みます。

受給者の人は、通帳記入等で確認してください。

▶振込日 10月7日（金）

▶支給対象月 平成23年6月分～9月分

▶支給月額 中学校3年生までの子ども1人につき13,000円